



埼玉県報

第 2 6 5 5 号
平成26年12月16日
火 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則\(子ども女性安全対策課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [介護保険法による介護老人保健施設の開設の許可\(高齢介護課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [旭土地改良区の土地改良事業\(維持管理事業\)計画及び定款の変更の認可\(農村整備課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [志木都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [新座都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [宅地建物取引業法に基づく聴聞\(建築安全課\)](#)
- [公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [ガスクロマトグラフ質量分析計の購入に関する落札者等の公示\(水質管理センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

規 則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月16日

埼玉県公安委員会委員長 山 本 正 士

埼玉県公安委員会規則第9号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条の2に次の1号を加える。

- (7) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）に規定する犯罪の取締りに関すること。

附 則

この規則は、平成26年12月17日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千五百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人たんぼ福祉村

三 代表者の氏名

池田 敬子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市木曾呂百六十七 八

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、障害児や障害を持つ者に対し、放課後事業、作業所、生活ホーム、宿泊の出来る施設等を開設し、障害児や障害を持つ者が幸せを得る事が出来るよう、会員、職員と共に運営、研究を楽しく行い、地域の福祉増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、障害児・者に対し、障害児・者及びその家族が充実した社会生活を送り、そのための生活自立を支援する活動を行うと共に、社会参加の促進を図り、よって地域社会に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千六百号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十二月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人グリーンガーディアンズ
- 三 代表者の氏名
管 信利
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県戸田市本町五丁目十三番二十二号（B 百二号室）
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域・一般市民・企業・行政機関に対し、環境保全や温暖化対策、生物多様性等に係る環境の諸問題等に関する総合的な事業を提言・実践し、次世代の為の豊かな環境の創出を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千六百一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十一月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人トダえもん
- 三 代表者の氏名
増田 秀樹
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県戸田市下戸田一丁目六番地の十
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい児（者）とその家族及び地域の障がい児（者）に対し、一般社会生活に近づけること及び充実し安心した生活を送ることが出来ることをめざし、障がい児（者）及び地域に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千六百二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十二月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ラベンダー
- 三 代表者の氏名
松本 三千子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡二丁目十番一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、主に精神障がい者の地域生活を支援し、住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千六百三三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十二月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人総合型地域スポーツクラブよりい健康いきいき倶楽部
- 三 代表者の氏名
坂本 将栄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県大里郡寄居町寄居千六百十一番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対し、今後、生涯スポーツの基盤として、重要な意味を持つ「総合型地域スポーツクラブ」の運営を行い、幼児から高齢者まで、生涯を通じて、誰もがスポーツを気楽に楽しむことができる場を築いていくことに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百四号

上尾市から上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六百五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

介護保険 事業所番号	施設名称	施設所在地	サービスの種類	開設者の名称又は氏名	許可年月日
1150680054	介護老人保健施設 葵の園・春日部	埼玉県春日部市金崎71-1	介護老人保健施設	医療法人社団あずま会	平成26年12月1日
1150680062	介護老人保健施設 葵の園・春日部	埼玉県春日部市金崎71-1	介護老人保健施設	医療法人社団あずま会	平成26年12月1日

告 示

埼玉県告示第千六百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム北本店

埼玉県北本市中丸八丁目百十七番地 外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五百二十二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三百二十三台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 三百三十一平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 三百九十平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 三十立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 四十四立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社カインズ 午前八時から午後九時

（変更後）株式会社カインズ 午前六時三十分から午後九時

株式会社オートアールズ 午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前七時三十分から午後九時三十分

（変更後）午前六時から午後九時三十分

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき所 一 午前六時から午後九時

荷さばき所 二 午前六時から午後九時

（変更後）荷さばき所 一 午前六時から午後九時

荷さばき所 二 午前六時から午後九時

荷さばき所 三 午前六時から午後九時

八 変更年月日

平成二十七年二月一日 外

二 届出年月日

平成二十六年十二月二日

二 縦覧期間

平成二十六年十二月十六日から平成二十七年四月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十二月十六日から平成二十七年四月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千六百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム東松山高坂店

埼玉県東松山市あずま町三丁目一番地

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五百二十台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三百八十四台

ハ 変更年月日

平成二十七年八月四日

ニ 届出年月日

平成二十六年十二月三日

二 縦覧期間

平成二十六年十二月十六日から平成二十七年四月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十二月十六日から平成二十七年四月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千六百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ三芳

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保北新埜八百五十五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前） U N I C U S 三芳

（変更後） アクロスプラザ三芳

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計十二者

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計十三者

ハ 変更年月日

平成二十六年十月一日外

ニ 届出年月日

平成二十六年十二月五日

二 縦覧期間

平成二十六年十二月十六日から平成二十七年四月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十二月十六日から平成二十七年四月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千六百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定及び同法第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更及び当該計画の変更に伴う定款の変更を平成二十六年十二月八日認可した。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

旭土地改良区

二 事務所所在地

吉川市

告 示

埼玉県告示第六百十号

測量計画機関である深谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

深谷市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

深谷市全域

四 作業期間

平成二十六年十二月十五日から平成二十七年七月三日まで

告 示

埼玉県告示第六百十一号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

入間市全域

四 作業期間

平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第六百十二号

測量計画機関である草加市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

草加市

二 作業種類

公共測量（撮影 縮尺一万分の一、DMC（GPS/IMU）による空中写真撮影）

三 作業地域

草加市全域（二十七・四二平方キロメートル）

四 作業期間

平成二十六年十二月五日から平成二十七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六百二十三号

測量計画機関である本庄市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

本庄市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影 地上解像度…十センチメートル）

三 作業地域

本庄市全域（八十九・七一平方キロメートル）

四 作業期間

平成二十六年十月十五日から平成二十七年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第六百十四号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（基準点測量 久喜市二級基準点測量業務委託（栗橋地区））

三 作業地域

久喜市全域

四 作業期間

平成二十六年十二月二十二日から平成二十七年二月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第六百十五号

測量計画機関である日高市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

日高市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

日高市全域

四 作業期間

平成二十六年十二月十五日から平成二十七年三月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第六百十六号

測量計画機関である上里町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上里町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影 地上解像度…十センチメートル）

三 作業地域

上里町全域（二十九・二一平方キロメートル）

四 作業期間

平成二十六年十月三十一日から平成二十七年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第六百十七号

志木市から志木都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六百十八号

新座市長から新座都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千六百十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条の規定による処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十七年一月十五日午前十時三十分	中央住販株式会社	代表取締役 小島 勇一	埼玉県飯能市緑町六番地五 一〇二

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館 三 一会議室

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

第二号	認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
		平成二十六年十月十日	埼玉県坂戸市溝端町一番地他	埼玉県川越建築安全センター

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十六年十二月九日

指令川建セ第二六〇〇二六二号

二 検査済証番号

平成二十六年十二月十日

川建セ第二六〇一一九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字西和田字福石三百九十番二、三百九十番九、三百九十

一番五、三百九十一番十七及び地先道路の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県前橋市亀里町九百番地

株式会社セーブオン 代表取締役 平 田 実

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年六月二十五日

指令川建セ第二六〇〇二四〇号

二 検査済証番号

平成二十六年十二月十一日

川建セ第二六〇一二〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字飯島新田字中山四十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県上尾市大字小敷谷八百四十五番地一 西上尾第一団地三 二二一 三〇七

坂下 貴之

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十六年四月九日

指令川建セ第二五〇一五四〇号

二 検査済証番号

平成二十六年十二月十二日

川建セ第二六〇一二四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字白井沼字鳥足六百六十一番一、六百六十二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字東大塚二百九十四番地

島村 明子

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 井野 良 明

第一号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
平成二十六年十二 月十一日	指定の年月日
深谷市中央土地区画整理事業区域内三十五街区十八 画地地先、三十五街区十三画地地先まで、四十一街区 四画地地先、四十一街区八画地地先まで 深谷市中央土地区画整理事業区域内二十五街区二画 地地先、二十六一街区二画地地先、二十六一街区 二十九画地地先まで 深谷市中央土地区画整理事業区域内四十一街区三画 地地先、四十一街区七画地地先まで	指定に係る道路の位置
三十五・〇〇 二十九・〇〇 四十六・〇〇	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
八・〇〇 八・〇〇 八・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十六年十一月二十六日

指令越建セ第二五〇〇六八一号

二 検査済証番号

平成二十六年十二月十一日

越建セ第三六八一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東五百四番一、五百四番二、五百五番一、五百五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目十六番十八号 メゾンセントラル二〇二号室

大井川 聡

告 示

埼玉県公営企業告示第五十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

- 1 購入等件名及び数量
ガスクロマトグラフ質量分析計の購入 3台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県水質管理センター検査第一担当
埼玉県行田市小針1632番地
- 3 落札者を決定した日
平成26年10月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京電機産業株式会社 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目18番12号
- 5 落札金額
34,236,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成26年9月12日

告 示

埼玉県教委告示第三十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

一 日時

平成二十六年十二月二十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則について
- ロ 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について
- ハ 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令について
- ニ その他